

第十五回 参議院農林委員会議録第二十五回

(四七二)

昭和二十八年三月六日(金曜日)午後一時八分開会

委員の異動

本日委員山縣勝見君辞任につき、その補欠として西山龜七君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長
理事

山崎 恒君

滝井治三郎君
三橋八次郎君
東 鹿君

池田宇右衛門君
小串 清一君
西山 龜七君
宮本 邦彦君
小林 亦治君
鈴木 強平君
大島 秀一君

衆議院議員
政府委員

農林省農林

経済局長 小倉 武一君
農林省畜産局長 長谷川 清君

事務局側

常任委員会専門員 倉田 吉雄君
常任委員会専門員 安樂城敏男君

○飼料の品質改善に関する法律案(衆議院送付)
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付)

本日の会議に付した事件

○委員長(山崎恒君) それでは只今から委員会を開会いたします。

先づ飼料の品質改善に関する法律案を議題に供します。本法律案は昨五日衆議院議員中馬辰猪君外二十四名によつて予備審査のため提出せられ、即日当委員会に付託せられたものであります。これより提案理由の説明を提案者

の大島さんからお願いいたします。代表いたしまして、只今議題と相なりました飼料の品質改善に関する法律案につきまして提案理由の説明を申上げます。

旧臘成立を見ました飼料需給安定法により、一応飼料の量的確保並に価格の安定を図る見透しがついたのであります。ですが、飼料の品質の改善向上につきましては、今日までしばら問題となりつつ、遺憾ながら未だ何らの措置も講ぜられていないのが現状であります。

飼料と同じく重要な農業資材でありますする肥料についてみますに、明治三十四年十二月施行せられまして以来実に四十二年間の長きに亘り肥料の取締根拠法規として、その品質の向上に寄与すると共に、農民の施肥技術の進歩に資するところが極めて多かつたのです。又、他の重要な農業資材、例えば米、麦の種子、その他の種苗、農薬等につきましても、昭和二十二年以來、それべ主要農作物種子立法措置が講ぜられ、食糧の増産、經

んじて購入し、消費することができるわけであります。

第三に、登録飼料を中心としたものを何かこれによつて緩和をしておる

ように思ひますので、どういうわけ

ことによつて、前回の農山漁村の金融の

場合に貸付けたもので小水力関係のも

翻つて、畜産振興の基礎資材たる飼料を見ますに、戰時中以来の飼料不足の状態の下におきまして、不正又は不適な飼料のため、消費者に対する一方ならず迷惑を与えて来たのであります。

今や畜産振興、有畜農業經營の確立が、農業政策上の主要課題となつてゐるのであります。が、畜産經營の合理性と採算性を確立いたしますためには、この際畜産經營上最も比重の大きい飼料の品質の均質化と向上を図りますことが、緊急不可欠の要件であります。ですが、飼料の量的確保価格の安定のための措置と併行して、その質的対策を樹立いたすべく、ここに本案を提出することにいたしました次第であります。

次に法案の主要な内容を申上げま

す。

○委員長(山崎恒君) 本法律案の審査は後日に譲ることといたします。

のがあるわけであります。小水力発電の関係のものは前の融資条件の場合には平均利率が七分五厘から、これが六分に電氣導入の場合には変つております。それから償還期間は一年から三年になつております。償還期限が十五年のものが二十五年に緩和されておる。こんなふうに前の農山漁村の長期資金の場合と変更をしておりますが、これは今後においてこの形で以て進むですから、これは一向差支えがありませんが、前の制度で以て貸したものにして変更をすることが適當でないか、こう考えますので、このことのできるようないつ方法を考え出して頂きたいのですが、これは実は光穀食糧増産関係の視察に参つた場合にそういうことについて強く要望をされておりますので、その点についてお伺いします。

○東陸君 今後の償還の分については可能なようありますと、あります。この際これに関連をしておるもののが全国に非常にたくさんあるらうと思いますので、その点も関係方面に周知するよう取り計つて頂きたく、こう思ふわけあります。

○政府委員(小倉武一君) これは御趣旨のようなことでござる。そういう事情を知つておるものだけの申請を取扱つて、この間に不公平のないように、お話をのようなふうに措置をしたいと思ひます。

○三橋八次郎君 この法律の十七条の二でございますが、退職手当の支給基準を承認する場合に、主務大臣におきまして何らかの方針、目標などをお考えになつておりますかどうか、先ずお伺ひしたいと思います。

○政府委員(小倉武一君) これは現在公庫の職員は公務員でないのではありませんけれども、同じような規定の仕方の適用がありますのを、今度公務員でございませんので、一般他の公庫と同じようにこれを排除しようとすることを別に考えてこの法案にも規定をしたのであります。するが、その場合に今度は公庫が独自に退職手当の準則と申しますのが、支給の基準を作らなければなりませんが、その場合の基準が全く役所がタッチしないといふのでは如何かとも存ぜられますので、主務大臣の承認にかかるらしておるのであります。ところで今その基準がどういう基準を作るかといふことについてはまだ決定を見ておりません。法案が成立した場合に公務員の関係あるいは他の公庫、類似の機関といったようなものも先例がございましょうから、そういうものと睨み合

○三権八次郎君 今のお話大体わかりましたけれども、なお今後その方針、目標などができましたら、資料として一つ委員会に頂きたいと思ひますが、お願ひしておきたいと思います。

○政府委員(小倉式一君) 主務大臣が承認したものができますれば、お話をよう参看資料として提出したいと思います。

○三権八次郎君 その次は土地改良事業に対する資金の融通の問題でござりますが、この資金融通法ができます前に、見返資金で土地改良をやつておる先覚者がたくさんあるので、ございます。ところがその後農林漁業資金金融通法ができまして見ますすると、見返資金を使つてやつたものとよほど条件が違ひます。これでは前にもやりました人は大変迷惑すると同時に、又利率、償還期限なども大変違いますので、これでは困るのはなからうかと思うのであります。見返資金を農林漁業資金に肩替りする、こういうことはできるかできないか、一つお伺ひしたいと思います。

○政府委員(小倉式一君) 見返資金の関係につきましては、公庫ができるまでは出資に切り換える引継いだあとこれは出資に切り換えるということを早急に実はいたしたいと思います。と思っておるばかりでなくして、この前御審議頂きました公庫法にもさような規定になつておるのであります。従いまして出資になります場合、これは当然に從来の特別会計が付条件にするということは期待ができます。されど公庫が成立し

な事業につきまして利率が違うと、同じような条件でござりまするのと、成るべく早い機会に同じような条件に変えるということに措置をしたいと思つております。

○三橋八次郎君 切り換えるといふことは大変必要なことでございますが、見返資金と農林漁業資金とのいろいろな条件の差でござりますね、例えば金利でありますとか、償還の期限でございまするとか、そういうようなものを農林漁業資金金融通法と同じようにして頂けるというような見通しはありますかどうですか。

○政府委員(小川武一君) そういう貸付条件の違う点につきましては、公庫が引継ぎましたならば、できるだけ早い機会に他の同じようなものと条件が同じようになるようになつて置いたい、かのように考えております。

○三橋八次郎君 そうしたらこの利子の関係などは見返資金のほうは高くなつて、農林漁業資金のほうは安くなつて、その場合にも法律で改めて同率にするといふのでござります。か。それとも一部利子を補給して農家に対しては同率といふような取扱いで行くのでござりますか、どちらでございましようか。

○政府委員(小川武一君) これは見返資金のほうは七分五厘になつていて、あります。が、従来の特別会計によります貸付の条件になりますと、災害復旧とか補助金があるなしと、いつたことで若干違つておりますけれども、二分程度低いということになつておりますので、新らしく今後の分については同じ条件に公庫が契約を直す

○理事(鶴井治三郎君) ほかに質疑はございませんか。それでは予備審査は本日これを以て打切りまして、本付託になつてから残余の質疑を行つて討論採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(鶴井治三郎君) 御異議がないと認めます。

なお、政府においては問題となりました当委員会から農林、大蔵両大臣に対して申入れてあります農業金融の疏通、土地改良に対する見返資金の貸付条件の改正緩和及び農山漁村電気導入資金の貸付及びその未償還分の貸付条件の改正緩和について速かに要望に沿うて措置して、その結果を次回の本法案審議のときまでに報告せられたいのあります。

○三橋八次郎君 昨日東委員からも質問があつたようですが、これども、この本公庫法改正案の採決に先立ちまして、先に当委員会から大蔵、農林両大臣に申出であります農業金融疏通に関する問題につきまして、この問題が解決いたしましてからこれを採決したいのですが、委員長及び当局においてよろしくお取計いのほどをお願いしたいと思うのでございまます。

○理事(鶴井治三郎君) 速記をとめ
て。

午後二時三十五分速記中止

Digitized by srujanika@gmail.com

〔理事滝井治三郎君退席、理事三橋八次郎君委員長席に着く〕

2 ハの法律において「成分量」とは、飼料が含有しているたん白、

ない。その事業を廃止したとき
も、また同様とする。

を登録し、且つ、当該申請者に対し、左に掲げる事項を記載した登

附してその旨を公告しなければならない。

○理事(三橋八次郎君) 速記を始め
て、次に海岸保全法案の件でござります
が、本件につきましては速記をはずす
して懇談に移しまして協議を願いたいと
存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○理事(三橋八次郎君) 懇談会に移
ます。

午後三時十四分懇談会を終る。
○理事(三橋八次郎君) これにて懇談会を閉じます。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後三時十五分散会

飼料の品質改善に関する法律案

(目的)

第一項 この法律は、飼料の品質検査等を行ふことによる、その品質を保全し、もつて飼料の公正な取引を確保するとともに、家畜の健康の飼養管理の合理化に資することを目的とする。

第二条 この法律において「飼料」とは、ふすま、油かす、魚粉等(これらを混入したものも含む)家畜家きんの栄養に供されるものとして農林大臣の指定するものをいう。

2 この法律において「成分量」とは、飼料が含有しているたん白、脂肪その他の成分を百分比で表わしたものとし、³「製造業者又は輸入業者」とは、製造業者又は輸入業者が、その製造(配合及び加工)を含む以下同じ。又は輸入に係る飼料につき、それが含有しているものとして保証する成分量の最小量又は最大量をいう。

この法律において「製造業者」とは、飼料の製造を業とする者をいい、「輸入業者」とは、飼料の輸入を業とする者をいい、「販売業者」とは、飼料の販売を業とする者をいう。

(製造業者及び輸入業者の届出義務)

第三条 製造業者又は輸入業者は、その事業を開始する二週間前までに、農林大臣に、左に掲げる事項を届け出なければならない。但し、省令で定める製造業者は、この限りでない。

一 氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。)

二 製造業者にあつては製造する事業場の名称及び所在地

三 販売業務を行う事業場及び保管する施設の所在地

四 製造又は輸入に係る飼料の種類及び名称

五 その他省令で定める事項

2 前項に掲げる者は、同項の届出事項に変更を生じたときは、その日から一箇月以内に、農林大臣に、その旨を届け出なければならない。

(飼料の登録の申請)

第四条 前条第一項の規定により届出をした者は、省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る飼料について、その名称ごとに農林大臣に登録の申請をすることができる。

2 前項の申請を行う場合において、同一の名称で成分量の異なる二以上の飼料の登録の申請をすることができない。

3 登録の申請をする者は、一件につき二千円をこえない範囲内において、省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(登録拒否等)

第五条 左に掲げる場合には、登録を行わない。

一 異物の混入その他品質が著しく劣ることが認められるとき。

二 第三項の規定による農林大臣の指示に従わないとき。

2 農林大臣は、第二十二条の規定により登録を取り消された者について、取消の日から三年間登録を拒否することができる。

3 農林大臣は、申請書の記載事項が当該申請に係る飼料の品質と異なるときは、その記載事項を訂正すべきことを指示することができるとする。

(登録)

登録し、左に掲げる事項を記載した登録証を交付しなければならない。

一 登録番号及び登録年月日

二 登録の有効期限

三 氏名及び住所

四 飼料の名称

五 飼料の用途

六 保証成分量

七 製造業者にあつては製造する事業場の所在地

(登録の有効期間)

第七条 登録の有効期間は、三年とし、申請により更新することができる。

二 登録の有効期間の更新を受けようとする者は、一千円をこえない範囲内において省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(登録の失效)

第八条 左の各号の一に該当するときは、登録は、その効力を失う。

一 登録を受けた者が当該飼料の製造又は輸入の事業を廃止した旨を届け出たとき。

二 登録を受けた法人が解散した場合においてその清算が終了したとき。

三 第二十二条の規定により登録を取り消されたとき。

(登録に関する公告)

附してその旨を公告しなければならない。

一 登録番号及び登録年月日

二 飼料の名称

三 保証成分量

四 氏名及び住所

(登録を受けた者の届出義務等)

第十条 登録を受けた者は、左の各号の事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、変更があつた事項及び変更の年月日を農林大臣に届け出、登録証の書替交付を申請しなければならない。

一 氏名及び住所

二 製造業者にあつては製造する事業場の所在地

三 相続又は法人の合併若しくは分割により登録を受けた者の地位を承継した者は、その日から二週間に内に、その旨を農林大臣に届け出、登録証の書替交付を申請しなければならない。

四 登録を受けた者が当該飼料の製造又は輸入の事業を廃止したときは、その日から二週間以内に、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

五 登録を受けた者が解散し、又は清算を終了したときは、その清算人は、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

六 登録の有効期間が満了したとき、又は第八条の規定により登録録證を附して効力を失つたときは、当該登録を受けた者(第八条第二号の場合を清算人)は、遅滞なく、登録を受けた者(第八条第二号の場合を清算人)は、遅滞なく、登録録證を附して効力を失つた事由及びその年月日を農林大臣に届け出なければならない。

(保証票)

第十一條 第六条の規定により登録を受けた飼料(以下「登録飼料」といふ。)の製造業者又は輸入業者は、当該登録に係る名称を用いて、当該登録に係る名称を譲り渡そうとするときは、その容器又は包装の外部に、左に掲げる事項を記載した保証票を附さなければならぬ。

一 保証票という文字
二 飼料の名称
三 飼料の用途
四 保証成分量
五 製造業者は輸入業者の氏名
及び住所
六 製造し又は輸入した年月
七 製造業者にあつては製造した事業場の名称及び所在地
八 正味重量
九 登録番号

2 前項各号の事項のうち登録証の記載事項に該当する事項については、これと異なる記載をしてはならない。但し、第十三条第一項但書の許可を受けた場合は、この限りでない。

(使用上の注意等の表示命令)
第十二条 農林大臣は、必要があると認めるときは、登録飼料の製造業者又は輸入業者に対し、当該飼料の使用上の注意又は原料の使用割合その他必要な事項を示して当該飼料の容器若しくは包装の外部又は保証票に記載すべき旨を命ずることができる。

2 農林大臣は、前項の命令をしたときは、登録証にその旨を記載する。
2 製造業者、輸入業者又は販売業者は、その製造し、輸入又は販売する飼料の成分量又はその効果に関して虚偽の宣伝をしてはならない。
2 農林大臣は、前項の命令をしたときは、登録証にその旨を記載する。

(保証成分量と異なる飼料の譲渡の制限)

第十三条 登録飼料の製造業者又は輸入業者は、当該登録に係る名称を用いて、当該登録に係る保証成分量と異なる成分量の飼料を譲り渡してはならない。但し、農林大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 登録飼料の製造業者又は輸入業者は、前項但書の規定により許可を受けて当該飼料を譲り渡す場合において、その容器若しくは包装又は保証票に農林大臣の指示する事項を記載しなければならない。

(保証票の偽造等の禁止)
第十四条 何人も、保証票を偽造し、変造し、若しくは不正に使用し、又は偽造し、若しくは変造し、又は偽認させる虞りでない。

(販売業者の公示の義務)
第十八条 販売業者は、登録飼料の容器又は包装を開き、又は変更して当該飼料を販売するときは、当該飼料又は包装に附されてある保証票の写を、店頭その他見易い場所に呈示しなければならない。

2 何人も、登録飼料以外の飼料若しくは包装に附してはならない。

2 何人も、登録飼料以外の飼料の容器又は包装、広告文等に、当該飼料が登録を受けた旨又は登録を受けたものであると誤認させる虞りでない。

(異物混入の禁止)
第十五条 製造業者、輸入業者又は販売業者は、その取り扱う飼料にその品質が低下するような異物を混入してはならない。

(虚偽の宣伝等の禁止)
第十六条 製造業者、輸入業者又は販売業者は、その製造し、輸入又は販売する飼料の成分量又はその効果に関して虚偽の宣伝をしてはならない。

2 製造業者、輸入業者又は販売業者は、その製造し、輸入又は販売する飼料の成分量又はその効果に関して虚偽の宣伝をしてはならない。

販売する飼料について、その成分又は効果に関して誤解を生ずる虞りでない。

若しくは販売業者又は飼料の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船車その他

輸入業者若しくは販売業者の氏名、商標若しくは商号又は他の飼料の名称若しくは成分を表示した飼料又は包装を不正に使用してはならない。

(販売業者の公示の義務)
第十九条 登録飼料の製造業者又は輸入業者は、当該飼料を製造し又是輸入したときは、遅滞なく、その名称及び数量を帳簿に記載しなければならない。

2 登録飼料の製造業者又は輸入業者は、当該飼料を譲り渡したときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求のあつたときは、これを呈示しなければならない。

2 登録飼料の製造業者又は輸入業者は、当該飼料を譲り渡したときには、その都度その名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を帳簿に記載しなければならない。

2 登録飼料の製造業者又は輸入業者は、当該飼料又はその原料を収去させたときは、当該飼料又はその原料の分析検査の概要を新聞その他の方

4 農林大臣は、第一項の規定により飼料又はその原料を収去させたときは、当該飼料又はその原料の分析検査の概要を新聞その他の方

3 前二項の帳簿は、二年間保存しなければならない。

(報告の徵取)
第二十条 農林大臣は、製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は飼料の運送業者若しくは倉庫業者から、その業務に關し必要な報告を徴することができる。

2 販売業者は、前項の規定による登録の取扱いを行つたときは、当該登録の取扱いを停止することができる。

緒上必要があると認めるときは、その職員に、製造業者、輸入業者

若しくは販売業者又は飼料の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船車その他

業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者に対する取扱いの原因たる事由を通知して公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べる機会を与える。

2 前項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のため必要な最小量に限り無償で收去させることができる。

2 前項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

2 前項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

2 前項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

2 前二項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(違反の場合の行政処分)
第二十二条 農林大臣は、登録飼料の製造業者又は輸入業者が、この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したときは、これらの者に対し、当該飼料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し又はその登録を取り消すことができ

2 農林大臣は、前項の規定による不服の申立てを受けたときは、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べる機会を与えた後當該申立てに対する決定をしなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定による不服の申立てを受けたときは、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べる機会を与えた後當該申立てに対する決定をしなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定による不服の申立てを受けたときは、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べる機会を与えた後當該申立てに対する決定をしなければならない。

定により登録の取消をしようとするときは、当該登録を受けている者に對し、あらかじめ、期日、場所及び取消の原因たる事由を通知して公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べる機会を与えないければならない。

2 前項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のため必要な最小量に限り無償で收去させることができる。

2 前項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

2 前項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

2 前二項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(都道府県の行う取締)

2 都道府県は、販売業者であつて製造業者又は輸入業者

以外のものにつき、第十五条から第十八条までの事項を取り締る必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、必要な措置をとることができる。

2 前項の条例を定める場合には、あらかじめ農林大臣の承認を受けなければならない。

(委任事項)

第二十六条 この法律実施のための手続その他その執行について必要な事項は、省令で定める。

(罰則)

第二十七条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれと併科する。

一 第十三条、第十四条第二項又は第十五条の規定に違反した者は第十四条第一項の規定に違反して保証票を不正に使用した者

二 第十八条左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条の登録を受けるに当つて不正行為をした者

二 第十六条又は第十七条の規定に違反した者

第二十九条 第二十二条の規定による飼料の譲渡若しくは引渡しの制限又は禁止の处分に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十条 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定による届出をしていない者又は虚偽の届出をした者

二 第十二条第一項の規定による命令に違反した者

三 第二十条の規定による命令に對し報告をしない者又は虚偽の報告をした者

四 第二十一条第一項の規定による飼料、その原料若しくはその材料又は業務に関する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し虚偽の陳述をした者

第五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関して、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し、相當の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人にについては、この限りでない。

第六条 第二十二条の規定に違反した者は、五万円以下の過料にする。

いては、同条同項の規定にかかるらず、本法施行の日から三十日以内とする。

(農林省設置法の改正)

農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のよう改訂する。

第四条第三十八条号の二の次に次の一号を加える。

三十八の三 飼料の登録及び検査を行うこと。

第十一条第一項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 飼料の登録及び検査に関すること。

第十一条第一項第五号の次に次の二号を加える。

第三十二条 第十一条の規定に違反した者は、五万円以下の過料にする。

第三十三条 第十条、第十八条又は第十九条の規定に違反した者は、二千円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、昭和二十九年四月一日とする。

(現に製造業者又は輸入業者である者の届出)

2 この法律施行の際現に飼料の製造業者又は輸入業者である者が、その現に営んでいる製造又は輸入の事業について第三条第一項の規定によりなすべき届出の期間につ

昭和二十八年四月六日印刷

昭和二十八年四月七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局